

第

4553
号

READAS
リーダスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダスクラブFAXニュース

(2012年)平成24年 8月22日 水曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇩ 休止状態の電話加入権

Q：電話回線をインターネット回線を使うものに変えようと思いますが、これまでの電話加入権は休止状態になったら評価損を計上することが認められますでしょうか？

A：認められないものと思われます。

【解説】

電話加入権とは、NTTの電話回線を利用する権利で固定電話に加入するときに必要になるものですが、最近では、インターネット回線を使う固定電話が増えてきたため、電話加入権が休止状態になっているところも多いようです。

ところで、電話加入権ですが、税務では無形固定資産に該当し、①災害による著しい損傷のほか、②一年以上遊休状態にあること、③本来の用途に使用できないため他の用途に使用されたこと、④その資産の所在する場所の状況が著しく変化したこと、⑤その他、これらに準ずる特別の事実が生じたことによって資産の価額がその帳簿価額を下回ることとなった場合に評価替えをして損金経理によって帳簿価額を減額したときに限り評価損を計上することが認められています。

電話加入権を利用しないようになり、休止状態になれば、②に該当し評価損の計上が認められるのではと思われるかもしれませんが、電話加入権の取引相場自体が著しく低くなっており、一年以上遊休状態になったからといってその価値が著しく下落することはないことから、評価損を計上することは認められないものと思われます。

